

# 目 次

## ○第1号（5月9日）

議事日程 第1号	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	3
欠席議員	3
説明のため出席した者	3
事務局職員出席者	3
臨時議長挨拶	4
開会・開議	4
町長挨拶	4
日程第 1 仮議席の指定	5
日程第 2 議長の選挙	5
議長挨拶	6
日程の追加	7
追加日程第 1 議席の指定	7
追加日程第 2 会議録署名議員の指名	8
追加日程第 3 会期の決定	8
追加日程第 4 副議長の選挙	8
副議長挨拶	9
追加日程第 5 総務産業・文教厚生各常任委員会委員の選任	10
追加日程第 6 議長の常任委員会委員の辞任について	12
追加日程第 7 議会広報常任委員会委員の選任	14
追加日程第 8 議会運営委員会委員の選任	15
日程の追加	16
追加日程2第1 発議第 1号 吉岡町議会委員会条例の一部を改正する条例	16
日程の追加	18
追加日程3第1 予算決算常任委員会委員の選任	18
追加日程第 9 渋川地区広域市町村圏振興整備組合議会議員の選挙	19
町長挨拶	21
追加日程第10 報告第 1号 吉岡町土地開発公社の経営状況報告	22
追加日程第11 承認第 1号 吉岡町税条例の一部を改正する条例に係る専決	

			処分の報告と承認を求めることについて……………	26
追加日程第12	承認第2号	令和4年度吉岡町一般会計補正予算（第9号） に係る専決処分の報告と承認を求めることにつ いて……………		29
追加日程第13	承認第3号	吉岡町国民健康保険税条例の一部を改正する条 例に係る専決処分の報告と承認を求めることに ついて……………		35
追加日程第14	議案第35号	公益的法人等への吉岡町職員の派遣等に関する 条例の一部を改正する条例……………		37
追加日程第15	議案第36号	吉岡町税条例の一部を改正する条例……………		40
追加日程第16	議案第37号	吉岡町勤労者生活資金融資条例を廃止する条例……………		44
追加日程第17	議案第38号	令和5年度吉岡町一般会計補正予算（第1号）……………		46
追加日程第18	同意第3号	吉岡町監査委員の選任について……………		51
追加日程第19		議会運営委員会の閉会中の継続調査の申し出について……………		53
追加日程第20		議会広報常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について……………		53
追加日程第21		議会議員の派遣について……………		53
		町長挨拶……………		54
		閉会……………		54

# 令和5年第1回吉岡町議会臨時会会議録第1号

令和5年5月9日（火曜日）

## 議事日程 第1号

令和5年5月9日（火曜日）午前9時30分開議

日程第 1 仮議席の指定

日程第 2 議長の選挙

## 本日の会議に付した事件

日程第 1 仮議席の指定

日程第 2 議長の選挙

追加日程第 1 議席の指定

追加日程第 2 会議録署名議員の指名

追加日程第 3 会期の決定

追加日程第 4 副議長の選挙

追加日程第 5 総務産業・文教厚生各常任委員会委員の選任

追加日程第 6 議長の常任委員会委員の辞任について

追加日程第 7 議会広報常任委員会委員の選任

追加日程第 8 議会運営委員会委員の選任

追加日程2第1 発議第1号 吉岡町議会委員会条例の一部を改正する条例

追加日程3第1 予算決算常任委員会委員の選任

追加日程第 9 渋川地区広域市町村圏振興整備組合議会議員の選挙

追加日程第10 報告第 1号 吉岡町土地開発公社の経営状況報告

(報告・質疑)

追加日程第11 承認第 1号 吉岡町税条例の一部を改正する条例に係る専決処分の報告と承認を  
求めることについて

(提案・質疑・討論・表決)

追加日程第12 承認第 2号 令和4年度吉岡町一般会計補正予算(第9号)に係る専決処分の報  
告と承認を求めることについて

(提案・質疑・討論・表決)

追加日程第13 承認第 3号 吉岡町国民健康保険税条例の一部を改正する条例に係る専決処分の  
報告と承認を求めることについて

(提案・質疑・討論・表決)

追加日程第14 議案第35号 公益的法人等への吉岡町職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例

(提案・質疑・討論・表決)

追加日程第15 議案第36号 吉岡町税条例の一部を改正する条例

(提案・質疑・討論・表決)

追加日程第16 議案第37号 吉岡町勤労者生活資金融資条例を廃止する条例

(提案・質疑・討論・表決)

追加日程第17 議案第38号 令和5年度吉岡町一般会計補正予算(第1号)

(提案・質疑・討論・表決)

追加日程第18 同意第3号 吉岡町監査委員の選任について

(提案・質疑・討論・表決)

追加日程第19 議会運営委員会の閉会中の継続調査の申し出について

追加日程第20 議会広報常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について

追加日程第21 議会議員の派遣について

## 出席議員（14人）

1番	山崎守人君	2番	春山和久君
3番	藤多ゆかり君	4番	大井俊一君
5番	秋山光浩君	6番	宮内正晴君
7番	小林静弥君	8番	富岡栄一君
9番	飯塚憲治君	10番	富岡大志君
11番	坂田一広君	12番	飯島衛君
13番	小池春雄君	14番	廣嶋隆君

欠席議員 なし

---

## 説明のため出席した者

町長	柴崎徳一郎君	副町長	野村幸孝君
教育長	山口和良君	総務課長	高田栄二君
企画財政課長	米沢弘幸君	住民課長	小林康弘君
健康子育て課長	中島繁君	介護福祉課長	永井勇一郎君
産業観光課長	岸一憲君	建設課長	笹沢邦男君
税務会計課長	中澤礼子君	上下水道課長	大澤正弘君
教育委員会事務局長	高橋淳巳君		

---

## 事務局職員出席者

事務局長 福島良一 主任 岸美穂

事務局長（福島良一君） 皆さん、おはようございます。私は、事務局長の福島でございます。

本臨時会は、一般選挙後初めての議会です。

議長が選出されるまでの間、地方自治法第107条の規定によって、出席議員の中で年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。

本日の出席議員中、廣嶋 隆議員が年長でございますので、臨時議長をお願いいたします。

廣嶋 隆議員、議長席へお進みください。

---

## 臨時議長挨拶

臨時議長（廣嶋 隆君） 改めまして、おはようございます。

ただいまご紹介をいただきました廣嶋 隆でございます。

地方自治法第107条の規定によって、臨時議長の職務を行います。どうぞよろしくお願いたします。

---

## 開会・開議

午前9時30分開会・開議

臨時議長（廣嶋 隆君） ただいまの出席議員数は14名です。定足数に達していますので、令和5年第1回吉岡町議会臨時会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

---

## 町長挨拶

臨時議長（廣嶋 隆君） 町長から発言の申入れがありましたので、これを許可します。

柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町 長（柴崎徳一郎君） 皆さん、おはようございます。

季節はすっかり若葉まぶしい新緑の季節を迎えました。

本日、議員改選後、初議会開催に先立ち、ご挨拶申し上げます。

このたび、先般の統一地方選挙において、引き続き町政の担当をさせていただくことになりました。これも町民皆様の温かいご支援のたまものと深く感謝申し上げます。改めて身の引き締まる思いでございます。

さて、新型コロナウイルス感染症の5類移行により、対策としてアフターコロナへとかじを取っている状況にあります。また、ウクライナ情勢や米中関係をめぐる影響等による国内の政治経済などの社会情勢、そして先日の北陸能登地方での大地震発生等、緊迫感が

増しております。

翻って、吉岡町内では、数年来計画されておりました大規模店の多くが出店され、このゴールデンウィークには多くの皆様が吉岡町を訪れることになりました。活況を呈す町内と、緊迫感のある周辺情勢を鑑み、今の吉岡町が置かれている状況をよく見極めながら、今後の町政運営を進めていきたいと考えております。そして、町民目線のまちづくりのために、皆様のご意見に耳を傾けてしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

なお、具体的な施策などにつきましては、令和5年度当初予算編成時にお示した市政方針をベースにしつつ進めてまいります。その上で、議員皆様と共に吉岡町の将来を誤らないように、執行と議会が吉岡町の抱えている問題や課題について、しっかりと議論を深めていきたいと考えております。

また、議員皆様も町民皆様の支持をいただき、今日の初議会を迎えられたことと思います。恐らく私と同じように責任の重大さと、今後の町民皆様の負託にどう応えていくか、議員活動に臨む決意を新たにされていることと思います。今後、ますますご活躍くださいますことをご祈念申し上げまして、開会に当たっての挨拶とさせていただきます。

臨時議長（廣嶋 隆君） これより議事日程（第1号）により会議を進めます。

---

## 日程第1 仮議席の指定

臨時議長（廣嶋 隆君） 日程第1、仮議席の指定を行います。

仮議席はただいま着席の議席を指定します。

---

## 日程第2 議長の選挙

臨時議長（廣嶋 隆君） 日程第2、議長の選挙を行います。

議長の選挙は投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

臨時議長（廣嶋 隆君） ただいまの出席議員は14名です。

次に、立会人を指名いたします。

吉岡町議会会議規則第31条第2項の規定によって、立会人に3番藤多ゆかり議員、4番大井俊一議員、5番秋山光浩議員の3名を指名したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

臨時議長（廣嶋 隆君） 異議なしと認めます。

それでは、投票用紙を配付いたします。

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。投票に当たっては被選挙人の氏名まで記入するようにお願いします。

〔投票用紙を配付〕

臨時議長（廣嶋 隆君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」の声あり〕

臨時議長（廣嶋 隆君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

〔投票箱の点検〕

臨時議長（廣嶋 隆君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と名前を呼び上げますので、順番に投票願います。

〔点呼により投票〕

臨時議長（廣嶋 隆君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」の声あり〕

臨時議長（廣嶋 隆君） 投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。

開票を行います。

立会人として3番藤多ゆかり議員、4番大井俊一議員、5番秋山光浩議員は、開票の立会いをお願いいたします。

〔開票〕

臨時議長（廣嶋 隆君） それでは、吉岡町議会会議規則第32条第1項の規定によって、選挙の結果を報告いたします。

投票総数14票、有効投票13票、無効投票1票です。

有効投票のうち、廣嶋 隆議員 11票

飯島 衛議員 2票

以上のとおりです。この選挙の法定得票数は4票です。

したがって、廣嶋 隆議員が議長に当選しました。

議場の出入口を開きます。

〔議場開鎖〕

---

## 議長挨拶

臨時議長（廣嶋 隆君） ただいまの報告のとおり、私、廣嶋 隆が議長に当選をさせていただきました。吉岡町議会会議規則第32条第2項の規定による告知をいたすとともに、当選受諾の挨拶を申し上げたいと思います。

〔議長 廣嶋 隆君登壇〕

議長（廣嶋 隆君） 議長に就任いたしました廣嶋 隆でございます。一言ご挨拶を申し上げます。

ただいま議員皆様方のご推挙により吉岡町議会の議長に就任いたしました。誠にありがとうございます。議長として身に余る光栄であるとともに、責任の重さを痛感しております。

議会と行政は共に切磋琢磨して、社会福祉をはじめとした町民生活の向上に努めていくという、いわゆる二元代表制にあると考えております。これからのまちづくりのため、議員皆様方のご理解とご協力をいただきながら、町民の皆様や執行の皆様と共に、活力と魅力にあふれ、安全で住みやすい吉岡町を目指していくことを目標に、微力ではありますが、職務に当たることをお誓いいたします。

また、議員皆様にはなお一層のご指導、ご鞭撻をお願いいたします。  
簡単ではございますが、私の議長就任の挨拶とさせていただきます。

〔議長 廣嶋 隆君議長席に着く〕

---

## 日程の追加

議長（廣嶋 隆君） それでは、この際、日程を追加したいと思います。

暫時休憩し、追加議事日程を配付いたします。

午前9時50分休憩

---

午前9時53分再開

議長（廣嶋 隆君） それでは、会議を再開します。

ただいま配付いたしましたとおり、議事日程を追加することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（廣嶋 隆君） 異議なしと認め、議事日程を追加することに決定しました。

配付しました議事日程（第1号）の追加1により会議を進めます。

---

## 追加日程第1 議席の指定

議長（廣嶋 隆君） 追加日程第1、議席の指定を行います。

議席は、吉岡町議会会議規則第3条第3項の規定により、私の議席を14番とし、1番山崎守人議員、2番春山和久議員、3番藤多ゆかり議員、4番大井俊一議員、5番秋山光浩議員、6番宮内正晴議員、7番小林静弥議員、8番富岡栄一議員、9番飯塚憲治議員、10番富岡大志議員、11番坂田一広議員、12番飯島 衛議員、13番小池春雄議員と

いたします。

直ちに移動をお願いいたします。

ここで暫時休憩とします。

午前9時54分休憩

---

午前9時56分再開

議長（廣嶋 隆君） 会議を再開します。

---

## 追加日程第2 会議録署名議員の指名

議長（廣嶋 隆君） 追加日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、吉岡町議会会議規則第119条の規定により、議長において、1番山崎守人議員、2番春山和久議員を指名いたします。

---

## 追加日程第3 会期の決定

議長（廣嶋 隆君） 追加日程第3、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は本日1日限りとしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（廣嶋 隆君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日限りと決定いたしました。

なお、会期日程は、配付の表のとおりでございます。

---

## 追加日程第4 副議長の選挙

議長（廣嶋 隆君） 追加日程第4、副議長の選挙を行います。

副議長の選挙は投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

議長（廣嶋 隆君） ただいまの出席議員数は14名です。

次に、立会人を指名いたします。

吉岡町議会会議規則第31条第2項の規定によって、立会人に6番宮内正晴議員、7番小林静弥議員、8番富岡栄一議員の3名を指名したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（廣嶋 隆君） 異議なしと認めます。

それでは、投票用紙を配付します。念のため申し上げます。投票は単記無記名です。投票に当たっては、被選挙人の氏名まで記入するようお願いします。

〔投票用紙を配付〕

議長（廣嶋 隆君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（廣嶋 隆君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱の点検〕

議長（廣嶋 隆君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

〔点呼により投票〕

議長（廣嶋 隆君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（廣嶋 隆君） 投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。

開票を行います。

6番宮内正晴議員、7番小林静弥議員、8番富岡栄一議員は、開票の立会いをお願いいたします。

〔開票〕

議長（廣嶋 隆君） 吉岡町議会会議規則第32条第1項の規定によって、選挙の結果を報告いたします。

投票総数14票、有効投票12票、無効投票2票。

有効投票のうち、飯塚憲治議員 11票

飯島 衛議員 1票

以上のとおりです。この選挙の法定得票数は4票です。

したがって、飯塚憲治議員が副議長に当選しました。

議場の出入口を開きます。

〔議場開鎖〕

議長（廣嶋 隆君） ただいま副議長に当選された飯塚憲治議員が議場におられます。本席から、吉岡町議会会議規則第32条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

---

副議長挨拶

議 長（廣嶋 隆君） 副議長に当選されました飯塚憲治議員に、就任の挨拶をお願いいたします。

〔副議長 飯塚憲治君登壇〕

副 議 長（飯塚憲治君） 皆さんこんにちは。ただいま紹介いただきましたとおり、今回の副議長の選挙で選任され、副議長と告知を受けました。皆様の温かいご支援のこと、ありがとうございます。そして、今までと違った立場で、議会に、そして行政に関わっていくということで、新しい立場、新しい活躍の場、活動の場を与えていただいたことに深く感謝申し上げます。どうもありがとうございます。

さて、議会も今日から第1日が始まりました。これからは車輪の二輪のように、議長と副議長、共に意識疎通を十分にし、情報交換を密にし、そして共同歩調の下、私も微力ではありますがありますが、議長をバックアップするという気持ちを持っております。そのことについて、議会の円滑な運営について私も十分努力するつもりでおりますので、どうぞよろしくをお願いします。

また、もう一つの自動車の車輪のように、議会と行政が二輪の、これがうまくいかない、町民、それらの人たちの将来について危うい状態になります。議会と行政は、対決と、協調と協働、この2つの事柄がうまくバランスを取って行われていかないとまずいと私は思っております。この両者のバランスをうまく取り、そして最後に目指す目的はただ一つ、吉岡町に住んでよかった、吉岡町に生まれてよかった、現在の人、そして将来の人が思うようなまちづくりに努力してまいりたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

議 長（廣嶋 隆君） 飯塚憲治副議長、議席へお戻りください。

---

## 追加日程第5 総務産業・文教厚生各常任委員会委員の選任

議 長（廣嶋 隆君） 追加日程第5、総務産業・文教厚生各常任委員会委員の選任を議題といたします。

吉岡町議会委員会条例第2条及び吉岡町議会委員会条例運用規程第2条の規定により、議長は、各議員を総務産業常任委員会と文教厚生常任委員会のどちらかの常任委員に選任するとあります。総務産業・文教厚生各常任委員会の委員をそれぞれ7名選任します。委員会条例第5条第2項の規定では、議長が会議に諮って指名することになっております。

お諮りします。

選任については、ただいまから希望する各常任委員会を申し出てください。所属希望調書を配付しますので、記入していただき、それを参考に指名したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（廣嶋 隆君） 異議なしと認めます。よって、そのとおり決定します。

暫時休憩し、所属希望調書を配付させます。

〔事務局所属希望調書配付〕

午前10時14分休憩

---

午前10時15分再開

議長（廣嶋 隆君） 会議を再開します。

配付漏れはございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（廣嶋 隆君） なお、議会広報常任委員会への希望もありましたら、併せて記入してください。

記入漏れございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（廣嶋 隆君） それでは、事務局に所属希望調書を回収させます。

この所属希望調書に基づき、別室において正副議長で調整を行います。なお、各自の希望を優先させますが、調整の結果は希望どおりにならないこともありますことをご容赦いただきたいと思います。

小池議員。

13番（小池春雄君） そういう中で、そのときは、今日協議をして、どうするかっていうね、協議なしに議長で決めるんじゃないで、今までもそうなんですけれども、協議をする中で、お互いが納得する方法での調整というのはお願いします。

議長（廣嶋 隆君） 暫時休憩します。

10時30分まで休憩いたします。

午前10時16分休憩

---

午前10時30分再開

議長（廣嶋 隆君） 会議を再開します。

それぞれの常任委員会委員を指名します。

総務産業常任委員会、2番春山和久議員、5番秋山光浩議員、6番宮内正晴議員、8番富岡栄一議員、10番富岡大志議員、12番飯島 衛議員、そして私の7人です。

次に、文教厚生常任委員会、1番山崎守人議員、3番藤多ゆかり議員、4番大井俊一議員、7番小林静弥議員、9番飯塚憲治議員、11番坂田一広議員、13番小池春雄議員の7人です。

お諮りします。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長（廣嶋 隆君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名した議員を各常任委員会委員に選任することに決定しました。

---

## 追加日程第6 議長の常任委員会委員の辞任について

議 長（廣嶋 隆君） 追加日程第6、議長の常任委員会委員の辞任についてを議題とします。

私は、総務産業常任委員会に所属することになりました。しかし、私は議長職に専念したいため、常任委員会の委員を吉岡町議会委員会条例運用規程第3条の規定により、常任委員会の委員を辞任させていただきたいと思います。

一旦、私の議席に戻りますので、議長席を副議長と交代いたします。

副議長、議長席へお願いします。

暫時休憩といたします。

〔議長 廣嶋 隆君退席、副議長 飯塚憲治君議長席に着く〕

午前10時33分休憩

---

午前10時34分再開

副議長（飯塚憲治君） それでは、会議を再開します。

地方自治法第106条の規定によりまして、私がこの間、議長の職務を行います。

この件につきましては、廣嶋 隆議長の一身上に関することとありますので、地方自治法第117条の規定により除斥といたします。

廣嶋 隆議長は退席をお願いいたします。

暫時休憩とします。

〔議長 廣嶋 隆君退席〕

午前10時34分休憩

---

午前10時35分再開

副議長（飯塚憲治君） それでは、会議を再開いたします。

お諮りします。

廣嶋 隆議長の申出のとおり、総務産業常任委員会委員の辞任を許可することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

副議長（飯塚憲治君） 異議なしとの声が大多数であります。よって、異議なしと認めます。よって、廣嶋 隆議長の総務産業常任委員会委員の辞任を許可することに決定いたしました。

廣嶋 隆議長の入場を許可します。

〔議長 廣嶋 隆君入場〕

副議長（飯塚憲治君） 廣嶋 隆議長に申し上げます。

総務産業常任委員会委員の辞任の申入れは許可されましたので、告知いたします。

議長席を議長と交代いたします。

暫時休憩といたします。

〔副議長 飯塚憲治君退席、議長 廣嶋 隆君議長席に着く〕

午前10時36分休憩

---

午前10時37分再開

議長（廣嶋 隆君） 会議を再開します。

ここで、総務産業・文教厚生各常任委員会の構成が決まりました。吉岡町議会委員会条例第7条第1項の規定により、総務産業・文教厚生各常任委員会の招集をただいまから行います。

委員会条例第6条の規定により、各委員会において委員長及び副委員長の互選を求めます。なお、互選に関する職務は、委員会条例第7条第2項の規定により、年長の委員にお願いいたします。

総務産業常任委員会は全員協議会室でお願いいたします。委員のうち、年長委員は宮内正晴議員です。文教厚生常任委員会は委員会室でお願いします。委員のうち、年長委員は飯塚憲治議員です。

直ちに協議をお願いいたします。

ここで、暫時休憩とします。

午前10時39分休憩

---

午前10時51分再開

議長（廣嶋 隆君） 会議を再開いたします。

各委員会の年長議員から正副委員長の互選の結果報告を求めます。

最初に、総務産業常任委員会の結果報告を宮内正晴議員、登壇の上、報告をお願いいたします。

〔6番 宮内正晴君登壇〕

6番（宮内正晴君） 報告いたします。総務産業常任委員会の正副委員長の互選結果につきまして

ては、委員長に富岡栄一議員、副委員長に宮内正晴と決定いたしましたので、ご報告いたします。

議長（廣嶋 隆君） 続きまして、文教厚生常任委員会の結果報告を飯塚憲治議員、お願いいたします。

〔9番 飯塚憲治君登壇〕

9番（飯塚憲治君） それでは、文教厚生常任委員会の検討結果、審議結果を発表いたします。先ほど、議長の指示のとおり、別室にて選任されました7名全員の参加、それから事務職員2名の参加の下に文教厚生常任委員会を開催いたしました。その結果を発表いたします。委員長には小林静弥議員、副委員長には大井俊一議員が決定されました。以上、報告いたします。

議長（廣嶋 隆君） 以上の報告のとおり、総務産業・文教厚生常任委員会の正副委員長が決定されました。

なお、各委員長の挨拶は、追加日程第9が終了した後に併せて行います。

---

## 追加日程第7 議会広報常任委員会委員の選任

議長（廣嶋 隆君） 追加日程第7、議会広報常任委員会委員の選任を議題といたします。

委員会条例運用規程第2条第2項において、議会広報常任委員会委員は、総務産業、文教厚生の各常任委員会から少なくとも1人が選任されるものとあります。

委員の選任については、私、議長から指名したいと思います。

お諮りします。

議長より指名することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（廣嶋 隆君） 異議なしと認めます。よって、そのとおり決定します。

それでは、議会広報常任委員会の委員を指名します。

1番山崎守人議員、2番春山和久議員、3番藤多ゆかり議員、4番大井俊一議員、6番宮内正晴議員、8番富岡栄一議員、10番富岡大志議員の以上7名です。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（廣嶋 隆君） 異議なしと認めます。よって、議会広報常任委員会委員が選任されました。

ここで、委員会条例第7条第1項の規定により、議会広報常任委員会の招集をいたします。

委員会条例第6条の規定により、委員会において委員長及び副委員長の互選を求めます。

なお、互選に関する職務は、委員会条例第7条第2項の規定により、年長の委員にお願

いたします。委員のうち最年長委員は宮内正晴議員です。

直ちに全員協議会室において協議をお願いいたします。

ここで、暫時休憩いたします。

午前10時55分休憩

---

午前11時02分再開

議長（廣嶋 隆君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

議会広報常任委員会の宮内正晴議員から、正副委員長の互選の結果報告を求めます。

〔6番 宮内正晴君登壇〕

6番（宮内正晴君） 議会広報常任委員会の正副委員長の互選結果につきましては、委員長に富岡大志議員、副委員長に藤多ゆかり議員と決定いたしましたので、報告いたします。

議長（廣嶋 隆君） 以上の報告のとおり、議会広報常任委員会の正副委員長が決定されました。

---

## 追加日程第8 議会運営委員会委員の選任

議長（廣嶋 隆君） 追加日程第8、議会運営委員会委員の選任を議題とします。

議会運営委員会委員は、吉岡町議会委員会条例第5条第2項の規定により、議長が会議に諮り指名することになっております。

お諮りいたします。

議長により指名することをご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（廣嶋 隆君） 異議なしと認めます。よって、そのとおり決定します。

なお、定数は6人です。

それでは、議会運営委員会の委員を指名します。

2番春山和久議員、7番小林静弥議員、8番富岡栄一議員、10番富岡大志議員、12番飯島 衛議員、13番小池春雄議員の6人です。

これに異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（廣嶋 隆君） 異議なしと認めます。よって、議会運営委員会委員が選任されました。

ここで、委員会条例第6条の規定により、正副委員長の互選をお願いいたします。なお、互選に関する職務は委員会条例第7条第2項の規定により、年長の委員をお願いいたします。委員のうち年長委員は小池春雄議員です。

直ちに委員会室で協議をお願いいたします。

暫時休憩といたします。

午前11時05分休憩

---

午前11時09分再開

議長（廣嶋 隆君） 会議を再開いたします。

小池春雄議員から、正副委員長の互選の結果報告を求めます。

小池議員。

〔13番 小池春雄君登壇〕

13番（小池春雄君） 報告いたします。議会運営委員会の正副委員長の互選結果につきましては、委員長に私、小池春雄、副委員長に春山和久議員と決定いたしました。

議長（廣嶋 隆君） 以上の報告のとおり議会運営委員会の正副委員長が決定されました。

---

### 日程の追加

議長（廣嶋 隆君） ここで、日程を追加したいと思います。暫時休憩し、追加議事日程を配付させます。

午前11時10分休憩

---

午前11時12分再開

議長（廣嶋 隆君） 会議を再開します。

ただいま配付いたしましたとおり、議事日程を追加することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（廣嶋 隆君） 異議なしと認め、議事日程を追加することに決定しました。

配付しました議事日程（第1号）の追加2により会議を進めます。

---

### 追加日程2第1 発議第1号 吉岡町議会委員会条例の一部を改正する条例

議長（廣嶋 隆君） 追加日程2の第1、発議第1号 吉岡町議会委員会条例の一部を改正する条例を議題とします。

提出者の富岡大志議員に提案説明を求めます。

〔10番 富岡大志君登壇〕

10番（富岡大志君） 議案の朗読をもって、提案理由とさせていただきます。

発議第1号

吉岡町議会委員会条例の一部を改正する条例。

標記の議案を、別紙のとおり地方自治法第112条第2項及び吉岡町議会会議規則第13条第1項の規定により提出します。

令和5年5月9日

吉岡町議会  
議長 廣嶋 隆 様

提出者 町議会議員 富岡 大志  
賛成者 町議会議員 小池 春雄

提案理由

全ての予算及び決算に関する審査及び調査並びにそれに関連する事務の調査を行うため、予算決算常任委員会を設置するものである。

続きまして、吉岡町議会委員会条例の一部を改正する条例。

吉岡町議会委員会条例（昭和58年吉岡村条例第12号）の一部を次のように改正する。  
第2条に次の1号を加える。

（4）予算決算常任委員会 13人（議長を除く。）

ア 予算に関する事項

イ 決算に関する事項

附則 この条例は、公布の日から施行する。

以上でございます。

議長（廣嶋 隆君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（廣嶋 隆君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

富岡大志議員は議席にお戻りください。

ただいま議題となっております発議第1号は、吉岡町議会会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（廣嶋 隆君） 異議なしと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決定します。

これより討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

議長（廣嶋 隆君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより起立によって採決を行います。

発議第1号 吉岡町議会委員会条例の一部を改正する条例を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（廣嶋 隆君） 起立多数です。よって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

ここで休憩とします。

再開を11時30分とします。

午前11時16分休憩

---

午前11時30分再開

議長（廣嶋 隆君） 会議を再開します。

---

## 日程の追加

議長（廣嶋 隆君） ここで、議事日程を追加します。

事務局に追加議事日程を配付させますので、暫時休憩とします。

午前11時31分休憩

---

午前11時32分再開

議長（廣嶋 隆君） 会議を再開します。

ただいま配付いたしましたとおり、議事日程を追加することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（廣嶋 隆君） 異議なしと認め、議事日程を追加することに決定しました。

それでは、議事日程（第1号）の追加3により会議を進めます。

---

## 追加日程3第1 予算決算常任委員会委員の選任

議長（廣嶋 隆君） 追加日程3第1、予算決算常任委員会委員の選任を議題とします。

予算決算常任委員会委員の選任については、吉岡町議会委員会条例第5条第2項の規定により、議長が会議に諮り指名することになっております。

お諮りいたします。

議長により指名することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（廣嶋 隆君） 異議なしと認め、そのように決定いたします。

それでは、指名します。

1番山崎守人議員、2番春山和久議員、3番藤多ゆかり議員、4番大井俊一議員、5番秋山光浩議員、6番宮内正晴議員、7番小林静弥議員、8番富岡栄一議員、9番飯塚憲治議員、10番富岡大志議員、11番坂田一広議員、12番飯島 衛議員、13番小池春雄議員、以上13名です。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（廣嶋 隆君） 異議なしと認めます。

よって、予算決算常任委員会委員が選任されました。

ここで、委員会条例第7条第1項の規定により、予算決算常任委員会の招集をいたします。

委員会条例第6条の規定により、委員会において委員長及び副委員長の互選を求めます。

なお、互選に関する職務は、委員会条例第7条第2項の規定により、年長の委員にお願いいたします。

委員のうち、年長委員は飯塚憲治議員です。直ちに全員協議会室において協議をお願いいたします。

ここで、暫時休憩といたします。

午前11時34分休憩

---

午前11時39分再開

議長（廣嶋 隆君） 会議を再開します。

それでは、互選の結果を発表していただきます。飯塚憲治議員よりお願いします。

飯塚議員。

〔9番 飯塚憲治君登壇〕

9番（飯塚憲治君） それでは、先ほど議長より指示を受けました予算決算常任委員会の審議結果を発表いたします。

先ほど議長から選任されました13名全員の出席、それから事務職員2名、全員の出席の下に審議を行いました。

発表いたします。予算決算常任委員会の委員長には飯島 衛議員、同副委員長に秋山光浩議員と決定いたしました。

以上、報告いたします。

議長（廣嶋 隆君） 以上の報告のとおり、予算決算常任委員会の正副委員長が決定されました。

追加日程1に戻り、会議を進めます。

---

## 追加日程第9 渋川地区広域市町村圏振興整備組合議会議員の選挙

議長（廣嶋 隆君） 追加日程第9、渋川地区広域市町村圏振興整備組合議会議員の選挙を議題とします。

事務局長に説明を求めます。

〔事務局長 福島良一君発言〕

事務局長（福島良一君） 議長の指名により説明をいたします。

この渋川地区広域市町村圏振興整備組合は、渋川市、吉岡町、榛東村の1市1町1村で組織されておりまして、組規約第3条に基づき事務を共同に処理しております。また、組規約第5条には議会の議員の定数が定められておりまして、吉岡町の定数は3名となっております。この3名を決めるのですが、組規約第6条第1項で、吉岡町の定数3名のうち、1名は議会の議長を充てるとされておりまして、残り2名を町議会において議員のうちから選挙するとされておりまして、これはそのための選挙となります。

説明は以上です。

議長（廣嶋 隆君） 事務局長の説明が終わりました。渋川地区広域市町村圏振興整備組合議会議員選挙とありますが、議長において指名で行いますが、いかがですか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（廣嶋 隆君） 異議なしと認めます。

それでは、指名いたします。9番飯塚憲治議員、13番小池春雄議員。これに異議ございますか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（廣嶋 隆君） 異議なしと認め、決定いたしました。

それでは、各委員会の委員長が決定されましたので、委員長から副委員長の紹介を含め、就任の挨拶をお願いいたします。

初めに、総務産業常任委員長、富岡栄一議員、お願いいたします。

富岡議員。

〔総務産業常任委員会委員長 富岡栄一君登壇〕

総務産業常任委員長（富岡栄一君） それでは、総務産業常任委員会委員長に選ばれました富岡栄一でございます。副委員長には宮内正晴議員でございます。総勢6名で協働し合い、職務を全うしたいと思います。よろしくお願いいたします。

議長（廣嶋 隆君） 続きまして、文教厚生常任委員長、小林静弥議員、お願いいたします。小林議員。

〔文教厚生常任委員会委員長 小林静弥君登壇〕

文教厚生常任委員長（小林静弥君） それでは、文教厚生常任委員会の委員長となりました小林静弥です。文教厚生常任委員会に付託されるこれからの議案、慎重審議していきたい所存でございます。委員の皆様のご協力、よろしくお願いいたします。

それと、副委員長には大井俊一議員です。よろしくお願いいたします。

議長（廣嶋 隆君） 続きまして、議会広報常任委員長、富岡大志議員、お願いいたします。

富岡議員。

〔議会広報常任委員会委員長 富岡大志君登壇〕

議会広報常任委員長（富岡大志君） 議会広報常任委員会委員長になりました富岡大志でございます。

副委員長は藤多ゆかり議員となりました。引き続き、読みやすく、分かりやすい広報づくりに努力してまいりたいと存じます。よろしくお願いいたします。

議長（廣嶋 隆君） 続きまして、予算決算常任委員長、飯島 衛議員、よろしくお願いいたします。

飯島議員。

〔予算決算常任委員会委員長 飯島 衛君登壇〕

予算決算常任委員長（飯島 衛君） 予算決算常任委員会委員長の任を拝命いたしました飯島 衛で

ございます。副委員長には秋山光浩議員でございます。どうぞ議員の皆様、よろしくお願いいたします申し上げます。

議長（廣嶋 隆君） 続きまして、議会運営委員長、小池春雄議員、よろしくお願いいたします。

小池春雄議員。

〔議会運営委員会委員長 小池春雄君登壇〕

議会運営委員長（小池春雄君） 議会運営委員会の小池春雄です。副委員長に春山和久議員がなりました。

議会運営委員会は、議長の注文を受けること、そしてまた公平公正な議会運営が求められるわけでありませうけれども、そのために全力を尽くします。どうぞ皆さんの協力をよろしくお願いいたします。

---

## 町長挨拶

議長（廣嶋 隆君） ここで、正副議長及び各委員会の構成が決まりましたので、執行を代表いたしまして、柴崎町長に挨拶をお願いいたします。

柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） ご指名がございましたので、執行を代表して一言ご挨拶を申し上げます。

正副議長及び各常任委員会委員長等、構成が十分協議していただき決まりました。誠にありがとうございます。

今後、議員各位のご活躍と議会運営のさらなる発展をご祈念申し上げます。立派な議会構成ができましたことを心よりお祝い申し上げます。また、一層ご理解とご協力をお願い申し上げます。引き続き、挨拶といたします。よろしくお願いいたします。

議長（廣嶋 隆君） ここで休憩とし、全員協議会を行いますので、全員協議会室にお集まりください。再開を13時といたします。

午前11時48分休憩

---

午後 1時00分再開

議長（廣嶋 隆君） 会議を再開します。

---

### 追加日程第10 報告第1号 吉岡町土地開発公社の経営状況報告

議長（廣嶋 隆君） 追加日程第10、報告第1号 吉岡町土地開発公社の経営状況報告を議題といたします。

柴崎町長より報告を求めます。

柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 報告第1号 吉岡町土地開発公社の経営状況報告について説明を申し上げます。

吉岡町土地開発公社の令和4年度の決算書、令和5年度の予算、事業及び資金の計画書の提出があったので、地方自治法第243条の3第2項の規定により、関係書類を添えて議会に報告するものであります。

その他詳細につきましては、総務課長に説明させますので、よろしく願い申し上げます。

議長（廣嶋 隆君） 高田総務課長。

〔総務課長 高田栄二君発言〕

総務課長（高田栄二君） それでは、町長の補足説明をさせていただきます。

説明については、公社から提出されました令和4年度吉岡町土地開発公社決算書、令和5年度吉岡町土地開発公社予算、事業計画及び資金計画により説明させていただきます。

まず、令和4年度の事業報告ですが、令和4年度における決算書の1ページをご覧ください。

事業概要の総括事項については、令和4年度における吉岡町土地開発公社の事業といたしましては、公有地取得の事業の用地取得及び用地売却はございませんでした。

経営の状況については、令和4年度決算は、収益的収支において収入685円、支出48万310円となり、差引き47万9,625円ということになりました。

繰越準備金は1,412万4,147円となります。

資本的収支につきましては、収入ゼロ、支出ゼロとなり、差引きゼロ円となりました。

続きまして3ページをご覧ください。収益的収入及び支出について説明いたします。決算額のみを読み上げとさせていただきます。

収益的収入については、事業収益はゼロ円となっております。

2、事業外収益は685円で、内訳といたしましては受取利息が685円となり、収益的収入の合計は685円となります。

次に4ページをご覧ください。

収益的支出については、1、事業原価は執行がございませんでした。2、販売費及び一般管理費は48万310円となっており、内訳は事務経費でございます。3、事業外費用、4、特別損失、5、予備費は執行がございませんでした。以上により、収益的支出の合計は48万310円となります。

続いて、5ページをご覧ください。

資本的収入及び支出について、こちら収入支出ともゼロ円となっております。

6ページをご覧ください。損益計算書についてご説明申し上げます。

3の販売費及び一般管理費は48万310円で、内訳は先ほどご説明したとおりでございます。事業総利益ゼロ円から販売費及び一般管理費を差し引きますと、事業損失が48万310円となります。4、事業外収益は(1)の受取利息685円のみとなります。5、事業外費用はゼロ円となります。事業損失に事業外収益を加算し、そこから事業外費用を差し引くと、経常損失が47万9,625円となります。特別利益、特別損失、予備費はございませんので、当期純損失及び当期損失は47万9,625円となります。

続きまして、7ページをご覧ください。貸借対照表についてご説明申し上げます。

最初に資産の部ですが、1、流動資産は現金及び預金の1,912万4,145円のみとなります。現金及び預金の内訳ですが、10ページに明細がございますので、こちらをご覧ください。

こちらは現金及び預金明細表になります。現在、現金は保有しておりません。普通預金が、群馬銀行吉岡支店に112万3,145円、北群渋川農業協同組合南支店に1,000円、定期預金が北群渋川農業協同組合南支店に1,800万円となっております。

7ページにお戻りいただきまして、2、固定資産はマイクロバス2台分で残存分が2円です。これと流動資産を合わせまして、資産の部の合計は1,912万4,147円となります。

負債の部はゼロ円となっております。

続いて資本の部ですが、1、資本金の(1)基本財産が500万円でございます。こちらは設立団体である町からの出資金となっております。

2、準備金は、(1)前年度繰越準備金が1,460万3,772円、(2)当期純損失が47万9,625円で、準備金合計は1,412万4,147円となります。これと資本金合計を合わせまして、資本合計は1,912万4,147円となります。

負債の部ゼロ円、資本の部1,912万4,147円であり、負債資本の合計が1,912万4,147円となりまして、資産の部の合計と一致いたします。

決算書の最後のページには、4月13日に実施されました監査の報告があり、適正に処理されているところを認めております。

決算書の説明については以上となります。

続きまして、令和5年度の予算、事業計画及び資金計画について説明いたします。

2ページをご覧ください。

第2条では、収益的収入及び支出の予定額を定めるもので、収益的収入はゼロ円、収益的支出は73万5,000円で、差引き73万5,000円の損失が見込まれております。

第3条では、資本的収入及び支出の予定額を定めておりますが、令和5年度当初では公有地取得事業を予定していないため、資本的収入額及び、3ページに進みまして、支出額ともにゼロ円となっております。

第4条の長期借入金の限度額及び第5条の一時借入金の最高額については、借入れ予定がないためゼロ円となっております。

続いて、4ページをご覧ください。上段は事業計画、下段が資金計画となっております。

資金計画ですが、受入資金は前年度の繰越金1,901万8,000円で、受入資金合計は1,901万8,000円となります。

支払資金は、販売費及び一般管理費の63万5,000円と予備費の10万円で、支払資金の本年度予定額は73万5,000円となり、受入資金から支払資金を差し引いた額が1,828万3,000円となります。なお、予算及び計画は決算見込額に基づき算定しているため、先ほど申しました令和4年度の決算書に記載された額とは異なる部分がございますが、ご了承くださいますようお願いいたします。また、予算説明書の内容については説明を割愛させていただきます。

以上、町長の補足説明とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

議長（廣嶋 隆君） 報告が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） これ、いつまでやりますか。置きますか。この土地開発公社。もう全く不要なんじゃないですか。どう思いますか。私は時代的に用ないと思うのですよ。こういう報告をするのですけれども、ほとんど中身の無い報告ですから、役目は終わりましたよね。私、以前にも質問しましたけれども、県下の中で半数以上は土地開発公社はやめていますよね。なくしていますよね。これを存在させる理由がどこにあるかということなのですけ

れども、昔公有地の確保に関する法律ができて、それで早い話が、開発公社があると、議会の議決を経なくても、取りあえず必要なところは買っておけるという制度でスタートしたのですけれども、ちゃんと議会も機能して、あの頃はバブルでしたから、そういうことがあったのでしょうかけれども、そういう時代もなくなって、それで今これをやめようというので、県内でも半数以上やめていると思うのですよね。そうすると、我が町でもこれ必要ないような気がするのですけれども、その点についてどういう考えを持っていますか。以前に私、県内の状況をちゃんと確かめてくださいという話はしたかと思うのですけれども、確かめたかどうか知りませんが、確かめてなければ確かめていないでもいいのですけれども、多くのところがなくしています。私もこれもう要らないと思うのです。どういう見解を持っているか、まずお尋ねします。

議長（廣嶋 隆君） 柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） 県内の状況につきましては、また担当から話をさせていただきます。町としては、もうしばらく関わりたいということで予定しております。

議長（廣嶋 隆君） 岸産業観光課長。

〔産業観光課長 岸 一憲君発言〕

産業観光課長（岸 一憲君） 県内の土地開発公社の存在の状況ですけれども、今年の、令和4年4月1日現在で18公社が存在しているという状況でございます。

議長（廣嶋 隆君） 小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） 大きな市もなくしていますよね。恐らく廃止でもどうでもいいやという考えでまだ残っているのですよ。今年度の事業計画もないし、昨年度もなかったと。新たにないというのに、もう少し置きたいというのは、何か計画があるのだったら、そういうことも可能なのでしょうかけれども、じゃあ逆に開発公社がなかったら、用地の確保ができないかと思ったら、だって十分できるじゃないですか、別に議会にかければ、それで議会が判断すればいいですから。先行取得なんですよ。議会の承認を得ずに先行取得ができるという制度なんですよ。だから、もう真剣に町で協議を、真剣に今後どうあるべきかということを実際に審議するときだと思いますよ。これだけのものを、前のできたら、難しくしないで、十分だと思うのですよね。どうしても必要だという決定的なものがあるのであれば残すし、ぜひ今後の予定は、今年度で、来年度どうするかということは慎重に考えていただきたいと思います。確認だけ。

議長（廣嶋 隆君） 柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） しっかり研究、検討していきたいと思います。

議 長（廣嶋 隆君） ほかにありませんか。坂田議員、どうぞ。

〔11番 坂田一広君発言〕

11番（坂田一広君） 今、小池議員からも質問ありましたが、土地開発公社の本来的な事業であるところの公有地取得事業というのは、最後に行われたのはいつぐらいになりますか。

議 長（廣嶋 隆君） 岸産業観光課長。

〔産業観光課長 岸 一憲君発言〕

産業観光課長（岸 一憲君） 最後は平成26年であったかと思います。

議 長（廣嶋 隆君） 坂田議員。

〔11番 坂田一広君発言〕

11番（坂田一広君） そのときは、何をどんな目的でその用地を取得したのか、ちょっとその辺をお願いします。

議 長（廣嶋 隆君） 岸産業観光課長。

〔産業観光課長 岸 一憲君発言〕

産業観光課長（岸 一憲君） 城山みはらし公園の取得であったと記憶しています。

議 長（廣嶋 隆君） ほかにございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議 長（廣嶋 隆君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

本件は報告でございますので、これにて終結いたします。

---

## 追加日程第11 承認第1号 吉岡町税条例の一部を改正する条例に係る専決処分の報告と承認を求めることについて

議 長（廣嶋 隆君） 追加日程第11、承認第1号 吉岡町税条例の一部を改正する条例に係る専決処分の報告と承認を求めることについてを議題といたします。

柴崎町長より提案理由の説明を求めます。

柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町 長（柴崎徳一郎君） 承認第1号 吉岡町税条例の一部を改正する条例に係る専決処分の報告と承認を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

地方税法等の一部を改正する法律が公布されたため、吉岡町税条例の一部を速やかに改正する必要が生じました。特に緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がないことから、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和5年3月31日をもって専決処

分といたしました。このため、同条3項の規定により報告し、ご承認を求めるものでございます。

なお、詳細につきましては税務会計課長に説明させますので、ご審議の上、ご承認くださいますようお願い申し上げます。

議長（廣嶋 隆君） 中澤税務会計課長。

〔税務会計課長 中澤礼子君発言〕

税務会計課長（中澤礼子君） それでは、承認第1号 吉岡町税条例の一部を改正する条例に係る専決処分の報告と承認を求めることについて、町長の補足説明をさせていただきます。

今回の改正は、令和5年度の税制改正に伴う地方税法等の一部を改正する法律が令和5年3月31日に公布されたため、吉岡町税条例の一部を速やかに改正する必要が生じたものでございます。

今回の改正の主なものは、次の2点の改正となります。

1点目は、地方税法統一QRコードの導入に伴い、それぞれの税目に係る様式の新設に伴う改正でございます。

2点目は、固定資産税における大規模の修繕等が行われたマンションに対する減額に伴う規定の整備でございます。

それでは、具体的な改正点を新旧対照表で説明させていただきます。

A4、17ページまである吉岡町税条例新旧対照表をご覧ください。右側の旧が改正前、左側の新が改正後で、下線の部分が改正箇所でございます。

1ページをご覧ください。

第46条は、地方税法、個人の町民税の施行規則様式の新設に伴う改正によるもので、特別徴収に係る個人住民税の納入書に、地方税法統一QRコードの導入に伴い新設される様式を追加するものでございます。

今回、主な改正1点目の地方税法統一QRコードの導入に伴う様式の新設に伴う改正でございます。

1ページから2ページをご覧ください。

第48条及び第50条は、法人の町民税の施行規則様式の新設に伴う改正によるもので、法人の町民税に係る納付書に地方税法統一QRコードの導入に伴い、新設される様式を追加するものでございます。

3ページから4ページをご覧ください。

第98条及び第101条は、町たばこ税の施行規則様式の新設に伴う改正によるもので、町たばこ税に係る納付書に、地方税法統一QRコードの導入に伴い新設される様式を追加するものでございます。

次に、附則でございます。4ページの中段をご覧ください。

附則第8条第1項は、肉用牛の売却による事業所得に係る県民税及び町民税の課税の特例の改正に伴う改正で、肉用牛の売却による事業所得に係る課税の特例の適用期限を3年延長するものでございます。

5ページをご覧ください。

附則第10条は、令和3年度改正における地方税法附則第64条を削る改正規定の施行に伴う規定の整備でございます。

5ページ中段から7ページをご覧ください。

附則第10条の2第3項以降は、地方税法附則、固定資産税等の課税標準の特例の削除に伴う条文中の項ずれを反映するものでございます。

7ページから8ページをご覧ください。

附則第10条の3は、法規定の新設による項そのものの項ずれを反映するものでございます。同条第11項の次に、大規模の修繕等が行われたマンションに対する固定資産税の減額措置を受けようとする者がすべき申告についての規定が新設されるものでございます。

今回、主な改正2点目の固定資産税における大規模の修繕等が行われたマンションに対する減額に伴う規定の整備でございます。

附則第10条の4第2項は、法附則第16条の2、平成28年熊本地震に係る被災住宅用地等に対する固定資産税の特例措置の適用期限を2年延長するものでございます。

附則第10条の5第2項は、法附則第16条の3、平成30年7月豪雨に係る被災住宅用地等に対する固定資産税の特例措置の適用期限を2年延長するものでございます。

9ページから11ページまでをご覧ください。

附則第10条の6は、令和2年7月の豪雨に係る被災住宅用地等に対する固定資産税の減額が新設されるものでございます。

11ページの下段をご覧ください。

附則第15条の2は、軽自動車税の環境性能割の非課税の削除に伴う改正で、臨時的軽減措置の対象期間の終了に伴う削除でございます。

12ページをご覧ください。

附則第15条の2の2、2の3は、軽自動車税の環境性能割の非課税の削除に伴う条ずれを反映するものでございます。

附則第15条の6第3項は、軽自動車税の環境性能割の税率に係る特例の削除に伴う改正で、臨時的軽減措置の対象期間の終了に伴う削除でございます。

12ページの下段から16ページまでをご覧ください。

附則第16条は、軽自動車税の種別割の税率の特例に係る改正に伴う改正で、特例期限

の延長をするものでございます。

16ページの中段をご覧ください。

附則第16条の2は、軽自動車税の賦課徴収の特例に係る改正に伴う改正でございます。

16ページから17ページをご覧ください。

附則第17条の2第1項及び第2項は、地方税法附則、町民税の長期譲渡所得の課税の特例の改正に伴う改正で、優良住宅地の造成等のための土地を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例について、適用期限を3年延長するものでございます。

以上で、吉岡町税条例新旧対照表の説明を終わります。

続いて、A4縦の議案書5ページの附則をご覧ください。

第1条は、施行期日となり、令和5年4月1日から施行するものでございます。

第2条は、固定資産税に係る経過措置でございます。

第3条は、軽自動車税に関する経過措置でございます。

以上、町長の補足説明といたします。どうぞよろしく願いいたします。

議 長（廣嶋 隆君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議 長（廣嶋 隆君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま議題になっております承認第1号は、吉岡町議会会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長（廣嶋 隆君） 異議なしと認めます。よって、そのとおり決定します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議 長（廣嶋 隆君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから起立によって採決を行います。

承認第1号 吉岡町税条例の一部を改正する条例に係る専決処分の報告と承認を求めることについてを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議 長（廣嶋 隆君） 起立多数です。よって、承認第1号は原案のとおり承認されました。

---

追加日程第12 承認第2号 令和4年度吉岡町一般会計補正予算（第9号）に係る専決処分の報告と承認を求めることについて

議 長（廣嶋 隆君） 追加日程第12、承認第2号 令和4年度吉岡町一般会計補正予算（第9号）に係る専決処分等の報告と承認を求めることについてを議題とします。

柴崎町長より提案理由の説明を求めます。

柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町 長（柴崎徳一郎君） 承認第2号 令和4年度吉岡町一般会計補正予算（第9号）に係る専決処分等の報告と承認を求めることについて、提案理由を説明申し上げます。

今回の専決処分は、明治小学校の自動火災報知設備等の故障に伴い、早急に更新工事を行うため、及び文化センター東公園内遊具設置工事で、部材の納品等に想定外の期間を要し、年度内の工事完了が困難となったため、同事業を急遽繰り越す必要となり、3月27日付で予算の専決をしたものとなります。

詳細につきましては企画財政課長に説明させていただきますので、よろしくご審議の上、承認いただきますようお願い申し上げます。

議 長（廣嶋 隆君） 米沢企画財政課長。

〔企画財政課長 米沢弘幸君発言〕

企画財政課長（米沢弘幸君） 今回の補正予算につきましては、特に緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がないことから、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分書のとおり専決処分したもので、同条第3項の規定により報告し承認を求めるものとなります。

それでは、議案書2枚目の令和4年度吉岡町一般会計補正予算（第9号）の1ページをご覧ください。

第1条、繰越明許費の追加は、「第1表・繰越明許費補正」によるです。

2ページをご覧ください。裏面になります。

10款2項小学校費、明治小学校自動火災報知設備等更新工事216万4,000円です。明治小学校の自動火災報知設備等が故障したため、更新工事が急遽必要となり、早急な発注が必要となったためとなります。

次に、4項社会教育費、文化センター東公園内遊具設置工事497万2,000円です。文化センター東公園内遊具設置工事で、部材の納品等に想定外の時間を要したためとなります。

以上、町長の補足説明とさせていただきます。よろしく申し上げます。

議 長（廣嶋 隆君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

飯塚議員。

〔9番 飯塚憲治君発言〕

9 番（飯塚憲治君） 急遽、自動火災報知装置が故障したので修理が必要ということですが、これはいつ頃判明して、どんな予定で工事を計画していたのでしょうか。

議長（廣嶋 隆君） 高橋教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 高橋淳巳君発言〕

教育委員会事務局長（高橋淳巳君） こちらにつきましては、明治小学校で3月27日、修了式が終わった後に点検いたしました。そうしたら、メインの機器が故障していることが分かりまして、急遽、火災報知設備という形ですので、発注をしなければいけない、直さなければいけないということで予算措置をさせていただいて、その後繰越明許をさせていただいて、実際に工事のほうは既に完了しております。4月27日、今年度に入って4月27日に、消防署により設置状況の確認も終わっております。以上です。

議長（廣嶋 隆君） ほかに質疑ありますか。

坂田議員。

〔11番 坂田一広君発言〕

11番（坂田一広君） 文化センター東公園内遊具設置工事において、部材の納品等に想定外の時間を要しということが専決理由に挙げられておりますけれども、実際はどのような予定だったのか、そして部材の納品等がどれくらい遅れたのかの説明をお願いします。

議長（廣嶋 隆君） 高橋教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 高橋淳巳君発言〕

教育委員会事務局長（高橋淳巳君） 遊具の滑り台なんですけれども、こちらについては3月末を工期として事業を進めたわけなんですけれども、世界的な物流悪化等がありまして、ただそれでも何とか終わらせようと思っていたんですけれども、最後に3月入った頃に、最後の塗装材料ですね、そちらが本当に遅れてしまっているということで、それを塗った後の養生期間、そちらを考えるとちょっと3月いっぱいでは工期が難しいという形なので、こちらは繰越明許をさせていただいて、こちらにつきましてもちなみに4月27日、ゴールデンウィーク前には無事工事が完了しまして、開放となっております。

議長（廣嶋 隆君） ほかに質疑ありませんか。

小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） 両方なんですけど、今飯塚議員からも小学校のほうで質問がありましたけれども、話を聞いていると、3月27日に火災報知機の故障が分かったということですね。それで、専決だと。でも、専決というのは、議会というのは、緊急のときというの、3日なくても、前日招集してその日開会することも可能なんです。議会を開くいとまがな

いのは、どっちになかったのか。議会はありますよ。いつも招集されれば開きますよ。皆さんが勝手に、開くのが面倒くさいから専決にしたんじゃないんですか。その確認が一つ。

それから、文化センターの東公園の遊具の設置工事、これは発注がそもそも工期に間に合わなかった理由というのは、発注が遅れたんですか。それとも、工期をちゃんと与えたんだけど、物が来なかったのか。これ、一つ間違えると、契約というのは、契約の期日に間に合わないと、その業者というのは指名から外されるんですよ。違約金も取られるわけですよ。契約の中で、そういうことがみんなうたわれているわけなんですよ。そのところがどうであったかということが、そちらから説明ないんですよ。何月幾日に発注して、契約のときはその年度末には完了すると。予算単年度主義の原則というのがありますから、その中でやらなくちゃならないわけなんですよ。それができなかったというのは、発注に問題があるのか。ぎりぎりぎつちよんで発注して、新しい月、1月、2月に入ってから、おい、造れと言ったら、それは間に合わないよということもあるかもしれませんけれども、工事というのは最初から想定された期間の中にできるということを原則として発注しているわけですから、その期間に仕上げてもらわなきゃ困るんですよ。できなければ、先ほど言った違約金なり、いわゆる契約不履行ですから、だから契約不履行だったら、どちらに問題があったかなんですよ。そのところが皆さんのほうでちゃんと答えていない。だと、こっちもそれは判断しにくいんですよ。分からない。そこをちゃんとはっきり言ってもらわないと、どっちに責任があったんだか、結果的に専決することになったのだから、そのプロセスが見えてこないんですよ。両方の案件ですけれども、そのプロセス、過程、その中にその法律条例がありますけれども、この決まりを厳密に守っていくと、どこに問題があったかということを確認しますけれども、いかがですか。

議長（廣嶋 隆君） 高橋教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 高橋淳巳君発言〕

教育委員会事務局長（高橋淳巳君） まず、明治小の自動火災報知機なんですけれども、こちらについては3月27日に故障が分かったという形で、そのときにもう予算そのものはありませんので、その辺も含めて企画財政課と相談させていただいて、予備費の充用をさせていただいて、繰越明許をさせていただいたという形になっております。

また、滑り台なんですけれども、こちらは12月に、その前にアンケート等を取って、滑り台がいい、色はこんなものがいいということ、アンケートを取った後に、12月に発注しまして、工期的には3月末で間に合うという形で当然発注側、町としてもそれで発注しますし、受けるほうもそれでできるという形で受注したわけなんですけれども、コロナ等で物流の影響、かなり資材の納品等が遅れている状況があります。そんな形がありまして、

どうしてもこちらについては年度内に仕上がらないという形ですので、予算というのは議員おっしゃったとおり年度内で執行というのが原則ですので、それができないという形なので、繰越明許させていただいて、4月に完成させていただいたという形になります。以上です。

議長（廣嶋 隆君） 小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） 今、予備費の流用とありますけれども、予備費でも款、項、目、節とありますけれども、流用できる部分は決まっていますよね。項を超えちゃ駄目なんだよね。その中に、ちゃんと予備費として取ってあったか。要するに、教育予算の中にあつたからいいんじゃないくて、その中の確認は、指定するかどうかという確認等、先ほど言いました、議会を開くいとまがなかったと、専決に当たってね。そこに正当性があるかどうかと。さっき言ったように、議会というのはいつでも開けますよと。緊急のときは前日招集もできるのですからというところの確認なんですよ。

もう一つ、12月の発注だったと言うんですけれども、何でそんなぎりぎりな発注の仕方をしたのですか。余裕を持った発注の仕方はできなかったんですか。だって、本来は緊急なものであればやむを得ないですけれども、文化センター東公園内の遊具設置工事というんですけれども、緊急のものには思えない。本来であれば、もっと当初予算で見られて工事していれば、こういうやり方をしなくても済んだわけですよ。これも何度か質問していましたけれども、これについてはいかがですか。

議長（廣嶋 隆君） 高橋教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 高橋淳巳君発言〕

教育委員会事務局長（高橋淳巳君） まず、滑り台のほうなんですけれども、こちらは議員おっしゃるとおり、当初予算でもう既に皆様に議決いただいている案件でありましたので、早めにもっとやればという形もあつたのですけれども、アンケート等について時間を取ってしまった。その中でも12月に間に合わせれば、発注できれば、3月に間に合うという形での工程を組んでやらせていただいたという形になっておりますので、こちらについては反省する点もございます。

また、今度は火災報知設備の予算の関係ですけれども、まず予算には予算の流用と予備費の充用というのがございます。予算の利用というのは、当然議員おっしゃるとおり、項を超えてはならないとか、予算の中で必要なものであれば、余っているというのはあれですけれども、流用して使うというもの、そういうものがなかったので、予備費というものが町には1,000万円近く毎年残してあります。予算上取ってあるんですけれども、こちらについて充用させていただいて、その予備費を小学校費に、予算のほうで予備費から

充用した、それを使わせていただいて事業を行ったという形になります。

また、議会のいとまがなかった関係につきましては、企画財政課と相談しながら進めさせていただきましたので、そういった形で今回の報告とさせていただきます。

議長（廣嶋 隆君） 高田総務課長。

〔総務課長 高田栄二君発言〕

総務課長（高田栄二君） 小池議員ご指摘のとおり、専決処分の運用については、179条、180条、2つの理由がありまして、180条については、議会からあらかじめ承認をもらってにおいて専決処分させていただくものであるの対しまして、179条については、時間的余裕がないというところで、果たしてどうであったのかというところをご質問の趣旨と解釈しておるところですが、こちらの適用については、もう少し慎重に行うべきであったというところは反省すべき点であると考えます。そちらについては、事務の調整を預かる総務のほうで、きちんと指導、財政当局及び教育委員会と連携すべきであったという部分もご指摘のとおりでございます。何分年度末でございましたので、緊急性というところに引きずられ過ぎたがゆえに、また事態の重い、軽いで変えるのかと言われると、そこは直ちに説明できるところではございませんが、今回におきましては、今後そういった安易な運用等をしないよう、十分に気をつけてまいりたいと考えております。

議長（廣嶋 隆君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（廣嶋 隆君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま議題となっております承認第2号は、吉岡町議会会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（廣嶋 隆君） 異議なしと認めます。よって、そのとおり決定します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（廣嶋 隆君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから起立によって採決を行います。

承認第2号 令和4年度吉岡町一般会計補正予算（第9号）に係る専決処分の報告と承認を求めることについてを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（廣嶋 隆君） 起立多数です。

よって、承認第2号は原案のとおり承認されました。

---

追加日程第 1 3 承認第 3 号 吉岡町国民健康保険税条例の一部を改正する条例に係る  
専決処分の報告と承認を求めることについて

議長（廣嶋 隆君） 追加日程第 1 3、承認第 3 号 吉岡町国民健康保険税条例の一部を改正する  
条例に係る専決処分の報告と承認を求めることについてを議題といたします。

柴崎町長より提案理由の説明を求めます。

柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 承認第 3 号 吉岡町国民健康保険税条例の一部を改正する条例に係る専  
決処分の報告と承認を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

地方自治法第 1 7 9 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので同条第 3 項  
の規定によりこれを報告し承認を求めるものであります。

専決理由につきましては、地方税法施行令の一部を改正する政令等が公布されることに  
伴い、本条例の一部を速やかに改正する必要が生じたため、専決処分をし、その報告と承  
認を求めるものでございます。

なお、詳細につきましては住民課長に説明させますので、審議の上、ご承認いただきま  
すようお願い申し上げます。

議長（廣嶋 隆君） 小林住民課長。

〔住民課長 小林康弘君発言〕

住民課長（小林康弘君） 町長の補足説明をさせていただきます。

今回の改正の内容につきましては、後期高齢者支援金等課税額の改正及び軽減措置の判  
定基準の改正が主なものとなります。

1 点目につきましては、中低所得者層の保険税負担の軽減を図るため、国民健康保険税  
の後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を 2 0 万円から 2 2 万円に引き上げるもの。  
2 点目は、国民健康保険税の 5 割軽減及び 2 割軽減の対象世帯を拡大し、国民健康保険の  
被保険者間の保険税負担の公平性を確保するものとなります。

それでは、新旧対照表の 1 ページをご覧ください。右側が旧で改正前、左側が新で改正  
後となります。

課税限度額の引上げ部分になりますが、旧の第 2 条第 3 項中及び第 2 3 条第 1 項中の下  
線、2 0 万円をそれぞれ 2 2 万円に改めるものとなります。

次に 2 ページ、旧の第 2 3 条第 1 項第 2 号中の下線、2 8 万 5, 0 0 0 円を 2 9 万円に  
改め、5 割負担の判定基準を 5, 0 0 0 円拡大するものとなります。

続いて、旧の同条同項第 3 号中の下線、5 2 万円を 5 3 万 5, 0 0 0 円に改め、2 割軽

減の基準を1万5,000円拡大するものとなります。

次に、第23条の2につきましては、次条の改正に伴い、下線、第24条の2を第24条の2第1項に改めるものとなります。

続いて、3ページ以降の改正につきましては、法令の規定の書きぶりに合わせ改正するものとなります。

3ページ、第24条の2第2項中下線、その他の特例対象被保険者等であることの実を証明する書類を、又は雇用保険受給資格通知（同令第19条第3項に規定するものをいう。）に改正するものです。

次に、4ページ附則第2項下線中、第23条第1項を第23条に、同項を同条第1項に改正し、以降、4ページから10ページまでの附則について、それぞれ旧下線中、第23条第1項を第23条に改正するものとなります。

議案書に戻っていただきまして、附則として、1、この条例は、令和5年4月1日から施行する。

2、この条例による改正後の吉岡町国民健康保険税条例の規定は、令和5年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるものとなります。

以上、町長の補足説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（廣嶋 隆君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（廣嶋 隆君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま議題となっております承認第3号は、吉岡町議会会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（廣嶋 隆君） 異議なしと認めます。よって、そのとおり決定します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（廣嶋 隆君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから起立によって採決を行います。

承認第3号 吉岡町国民健康保険税条例の一部を改正する条例に係る専決処分報告と承認を求めることについてを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（廣嶋 隆君） 起立多数です。よって、承認第3号は原案のとおり承認されました。

---

#### 追加日程第14 議案第35号 公益的法人等への吉岡町職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例

議長（廣嶋 隆君） 追加日程第14、議案第35号 公益的法人等への吉岡町職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

柴崎町長より、提案理由の説明を求めます。

柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 議案第35号 公益的法人等への吉岡町職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。

本条例は、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第2条第1項の規定により派遣される職員に支給することができる給与の種類に、通勤手当、単身赴任手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当及び勤勉手当を追加するため、所要の改正を行うものであります。

その他詳細につきましては総務課長に説明させますので、よろしくご審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

議長（廣嶋 隆君） 高田総務課長。

〔総務課長 高田栄二君発言〕

総務課長（高田栄二君） それでは、町長の補足説明をさせていただきます。

公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第2条第1項の規定により派遣される職員には、同法第6条第2項の規定により、条例で定めることができるとされており、当該派遣職員に支給できる給与（給料、手当）の種別は条例で規定されております。

町の条例では、国の準則と同様の規定となっておりますが、支給する給与の種類は自治体の実情に応じて自治体ごとに条例で定めることができるとされているところでございます。

令和5年4月から町では、吉岡町社会福祉協議会と人事交流を行っており、双方の協議により、当該人事交流に関わる職員の勤勉手当は派遣元団体で支給することとしたため、6月賞与の基準日である6月1日より前に条例を改正し、支給できる給与の種類に勤勉手当を追加するため、所要の改正を行うものでございます。

それでは、新旧対照表をご覧ください。

上段のほうに、右側が旧、左側新という記述がございますが、その一つとなっております

ます。

1 ページ上段の第 2 条の改正は、文言及び規定の整理を行うものでございます。

1 ページ下段から 2 ページ上段の第 4 条の改正は、企業職員及び技能労務職員以外の派遣職員に支給できる給与の種類に勤勉手当を追加するとともに、ほかの団体に派遣を行う際に支給する可能性が想定される通勤手当、時間外勤務手当等を追加するものでございます。

2 ページをご覧ください。2 ページ上段の第 4 条の改正は、企業職員及び技能労務職員である派遣職員に支給できる給与に勤勉手当を追加するとともに、こちらの内容となっております。

それでは、議案書の 1 ページにお戻りください。

議案書の中ほどの附則ですね。本条例の施行日は公布の日とするものでございます。

以上、町長の補足説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

**議 長（廣嶋 隆君）** 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

小池議員。

〔13 番 小池春雄君発言〕

**13 番（小池春雄君）** 今の説明で、取りあえずは社協という話がありましたけれども、これを実際には、派遣に関する条例の中で公益的法人を団体に改めるというふうに、何かその範疇が広がるような感じがするのですけれども、想定される団体というのはどんなものがほかにあるかということと、ちょっと文章がこれだけですと理解し難いので、想定している公益的法人等を団体にするということですよ。団体というのは、様々な団体がありますけれども、想定しているものと、それから場合によれば、これは条例があることによって、どこまで広げられるかと。職員にとっては、時には迷惑な話もあるわけですよ。そのときの長の裁量で、どこかに歯止めというのがないと、今までは公益的法人が、今度これは団体に改めるというわけですから、恐らくその公益的法人を団体に改めるということは、今までと違う解釈ですよ。団体になるわけですから。そうすると、これはどこまで許容されるかということがあるんですけども、それとまたこれを派遣というときというのは、役場の職員が公務員として、役場の公務は公務員だろうというのに入ったけれども、ほかのところへ派遣されるというときに、職員がこれを拒むことが可能なのかどうなのか。命令だから行けというようなのか、それとも私行きたくないから嫌ですと言うことが可能なのか。この文章だけですと、ちょっと理解し難いんですよ。ちょっとグレーな部分が見えてくるような気がするんですけども、少なくとも町として全く想定していないところへ職員を派遣するわけがないと思うものですから、そうすると想定される団体というのは、

この規模の、この程度の、そういうものに想定されるのはこのぐらいですと。そして、そこに派遣されるときに、本人の意思はどうなのかと。本人の意思確認もなく、トップの命令でそこに行きなさいと言ったら、そこに行かなきゃ駄目なのかという部分がちょっと見えてこないのですよ、この文面だけですとね。でも、やっぱりそこで働く公務員としての立場というものを尊重すれば、その部分に対する、もう少し働く人の裁量というものも認められるのか、認められないのか、どこかで文面化しておく必要があると思うんですけども、その点についてはいかがですか。

議長（廣嶋 隆君） 高田総務課長。

〔総務課長 高田栄二君発言〕

総務課長（高田栄二君） 公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律という、ちょっと長ったらしい名前ですが、こちらの法律の立法目的としてありますのは、職員派遣の適正化及び手続の透明化、職員の身分取扱い等の明確化というものが掲げられております。もう一つは、地域における人材の有効活用を通じた公民適切な連携協力による諸施策の推進ということが掲げられてございます。

今回のこの改正文の中からは、そこまで読み取れるものではございませんが、制度の概要としては公益的法人への派遣制度と、営利法人への退職派遣制度の2つの制度を新たに求められているものでございますけれども、まずは公益的法人への派遣というものを、吉岡町ではまだ前提としている段階でございます。当然、その中で地方公共団体の事務業務と密接な関係を有して諸施策の推進を図るため、人的支援が、援助が必要なものとして条例を定めるということなんですけれども、実際問題、社会福祉協議会を選んだ理由というのが、地域の中で介護の問題でありますとか、あるいは障害を抱える方を地域にといいことで、国の政策で下ろされてきている。権限移譲という言い方をしているのですけれども、そんな実情を捉えると、町の職員、社協の職員をおのおのがそれぞれの立場を知っていることは有益であるという判断がまず第一にございます。

職員の意思はどうなのかというところなんですけれども、派遣前の手続として、主に任命権者と対象法人との間で取決めを締結、協定書のようなものを締結しておいた上で事務を行うわけなんですけれども、職員に取決めの内容を明示するとともに、職員の同意を取った上で派遣を行うと、相互に派遣し合うという形の運用で現在のところ考えております。以上です。

議長（廣嶋 隆君） ほかに質疑ありませんか。

大井議員。

〔4番 大井俊一君発言〕

4番（大井俊一君） 今のところなんですけど、今回の団体という言葉に変える必要性のあるのは、

総務課長にお話しいただいた、社会福祉協議会が純然たる公益法人ではないと、一部営利部分があるというような形で、この名称に変更する必要があったということが、第一の目的ということなんでしょうか。

議長（廣嶋 隆君） 高田総務課長。

〔総務課長 高田栄二君発言〕

総務課長（高田栄二君） こちら、新旧対照表の1ページの第2条の旧の部分の、法第2条第1項の規定による公益的法人のうち、次に掲げるものであって、規則で定めるものというものを、次に掲げる団体というところで、吉岡町が基金を設置しているとか、そういうのではなく、法律の規定をそのまま充て込むんですよという意味合いであります。したがって、今どう考えているかということは、先ほど説明させていただいたとおり、今のところは社協とのやり取りをしているということが前提でのお話の条例改正となっております。

議長（廣嶋 隆君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（廣嶋 隆君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第35号は、吉岡町議会会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思えます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（廣嶋 隆君） 異議なしと認めます。よって、そのとおり決定します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（廣嶋 隆君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから起立によって採決を行います。

議案第35号 公益的法人等への吉岡町職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（廣嶋 隆君） 起立多数です。よって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

---

## 追加日程第15 議案第36号 吉岡町税条例の一部を改正する条例

議長（廣嶋 隆君） 追加日程第15、議案第36号 吉岡町税条例の一部を改正する条例を議題とします。

柴崎町長より、提案理由の説明を求めます。

柴崎町長。

[町長 柴崎徳一郎君登壇]

町 長（柴崎徳一郎君） 議案第36号 吉岡町税条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。

地方税法等の一部を改正する法律が公布されたため、吉岡町税条例の一部を速やかに改正する必要が生じました。

なお、詳細につきましては税務会計課長に説明をさせますので、ご審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

議 長（廣嶋 隆君） 中澤税務会計課長。

[税務会計課長 中澤礼子君発言]

税務会計課長（中澤礼子君） それでは、議案第36号 吉岡町税条例の一部を改正する条例について、町長の補足説明をさせていただきます。

今回の改正の主なものは次の2点でございます。

1点目は、令和6年度から森林環境税の課税が開始されるため、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律の施行に伴う改正でございます。

2点目は、軽自動車税、不正を行った自動車メーカーに対し、納税不足額を徴収する際に加算する割合を変更するものでございます。

それでは具体的な改正点を、新旧対照表で説明させていただきます。

A4、11ページまである吉岡町税条例新旧対照表をご覧ください。右側の旧が改正前、左側の新が改正後で、下線の部分が改正箇所でございます。

1ページをご覧ください。

第34条の9第2項は、個人の町民税、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律の施行に伴う改正で、配当割額または株式等譲渡所得割額の控除不足がある場合の納付委託の対象に、森林環境税に係る徴収金を追加するものでございます。今回、主な改正1点目の森林環境税の導入に伴う改正でございます。

第36条3の2第2項は、地方税法、個人の町民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書の新設に伴う項の新設で、給与所得者の扶養親族等申告書について、その申告書に記載すべき事項が、その年の前年の申告内容と異動がない場合には、その記載すべき事項の記載に代えて、異動がない旨の記載によることができることとするものでございます。

2ページから3ページをご覧ください。

第3項から第6項までは、新設された項に伴う項ずれによるものでございます。

第38条は、個人の町民税、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律の施行に伴う改正で、森林環境税の賦課徴収の方法について規定するものでございます。

第41条は、個人の町民税、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律の施行に伴う

改正で、納税通知書に記載すべき納付額に森林環境税額を追加するものでございます。

3 ページ下段から 6 ページをご覧ください。

第 4 4 条は、個人の町民税、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律の施行に伴う改正で、特別徴収の方法により徴収する給与所得に係る所得割額及び均等割額に、森林環境税を含む旨を規定するものでございます。

第 2 項から第 6 項までは、見直しに伴う字句の整理でございます。

6 ページ中段をご覧ください。

第 4 7 条第 1 項は字句の整理と、個人の町民税、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律の施行に伴う改正で、給与所得に係る特別徴収税額の変更があった場合の過誤納金の納付委託の対象に、森林環境税に係る徴収金を追加するものでございます。

7 ページ中段をご覧ください。

第 4 7 条の 2 は、個人の町民税、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律の施行に伴う改正で、特別徴収の方法により徴収する公的年金等所得に係る所得割額並びに均等割額に、森林環境税を含む旨を規定するものと字句の整理でございます。

8 ページ下段から 9 ページをご覧ください。

第 4 7 条の 6 は、個人の町民税、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律の施行に伴う改正で、公的年金等所得に係る特別徴収税額の変更があった場合の過誤納金の納付委託の対象に、森林環境税に係る徴収金を追加するものでございます。

9 ページ下段から 10 ページをご覧ください。

第 8 2 条は、軽自動車税、地方税法施行規則の改正に伴う改正で、3 輪の特定小型原動機付自転車について、第 8 2 条 1 項エから除外し、同号アに該当させるものでございます。次に、附則でございます。

附則第 10 条の 2 は、地方税法附則、固定資産税、大規模の修繕等が行われたマンションに対する固定資産税の減額の新設に伴う項そのもの新設で、地域決定型地方特例措置となる課税標準の特例について、条例において割合を定める措置を講ずるものでございます。

附則第 15 条の 2 の 2 第 4 項は、地方税法附則、軽自動車税環境性能割の賦課徴収の特例の改正に伴う改正で、排ガス試験等において不正を行った自動車メーカー等に対し、その不正により生じた軽自動車税の環境性能割に係る納付不足額を負わせる特例規定について、その納付額に加算する割合を引き上げるものでございます。

この附則第 15 条の 2 の 2 及び第 16 条の 2 は、今回主な改正点 2 点目の軽自動車税、不正を行った自動車メーカーに対し、納税不足額を徴収する際に加算する割合を変更するものでございます。

11ページをご覧ください。

附則第16条の2第3項は地方税法附則、軽自動車税の賦課徴収の特例の改正に伴う改正で、開発試験等において不正を行った自動車メーカー等に対し、不正により生じた軽自動車税の環境性能割に係る納付不足額を負わせる特例規定について、その納付額に加算する割合を引き上げるものでございます。

附則第25条は、個人の町民税、新型コロナウイルス感染症に係る住宅借入金等特別税額控除の特例の削除に伴う改正でございます。

以上で吉岡町税条例新旧対照表の説明を終わります。

続いて、A4縦の議案書2ページの中段の附則をご覧ください。

第1条、この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、同各号に定める日から施行するものでございます。

第2条は、町民税に関する経過措置でございます。

第3条は、軽自動車税に関する経過措置でございます。

以上、町長の補足説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（廣嶋 隆君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（廣嶋 隆君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第36号は、吉岡町議会会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思っております。これにご異議ございますか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（廣嶋 隆君） 異議なしと認めます。よって、そのとおり決定します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（廣嶋 隆君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから起立によって採決を行います。

議案第36号 吉岡町税条例の一部を改正する条例を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（廣嶋 隆君） 起立多数です。よって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

ここで休憩いたします。

再開は2時25分いたします。

午後2時12分休憩

---

午後2時25分再開

議長（廣嶋 隆君） 会議を再開いたします。

---

### 追加日程第16 議案第37号 吉岡町勤労者生活資金融資条例を廃止する条例

議長（廣嶋 隆君） 追加日程第16、議案第37号 吉岡町勤労者生活資金融資条例を廃止する条例を議題とします。

柴崎町長より、提案理由の説明を求めます。

柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 議案第37号 吉岡町勤労者生活資金融資条例を廃止する条例について提案理由の説明を申し上げます。

本議案は、吉岡町勤労者生活資金融資制度の廃止に伴い、条例を廃止するものでございます。

詳細につきましては、産業観光課長に説明させますので、よろしくご審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

議長（廣嶋 隆君） 岸産業観光課長。

〔産業観光課長 岸 一憲君発言〕

産業観光課長（岸 一憲君） それでは、議案第37号につきまして、町長の補足説明をさせていただきます。

この制度は、町内に居住する勤労者の生活に必要な資金を融資することにより、勤労者の福祉増進と生活の安定に寄与することを目的とする事業でございました。平成6年4月1日から施行され、約30年近くが経過しておりますが、平成18年度の融資実行を最後に、15年以上にわたり利用者がおらず、新たな相談等もない状況でございました。このことから、制度の実施に必要となる預託金につきまして、令和5年度当初予算への計上を見送りました。本来であれば、予算を伴う条例であるため、当初予算を上程しました3月定例会において廃止条例を同時に上程させていただくべきところでございますが、このたびの上程となってしまいました。誠に申し訳ございません。

附則といたしまして、本条例は公布の日から施行するものでございます。

以上で、町長の補足説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

議長（廣嶋 隆君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

坂田議員。

〔11番 坂田一広君発言〕

11番（坂田一広君） 今、説明にありました、本年度予算には計上しておらず、本来3月の予算とともに、この条例案を提出すべきだったという話がありましたけれども、この遅れた理由についての説明をお願いします。

議長（廣嶋 隆君） 岸産業観光課長。

〔産業観光課長 岸 一憲君発言〕

産業観光課長（岸 一憲君） このたび、当初予算に予算を計上していないというところにつきましては、金融機関との協議につきまして、3月の予算に計上していないものを、議案の議決をいただいた後に、金融機関と正式な協議、申入れをしようかなというつもりでいたものですから、条例のほうに、正直申しまして、頭がちょっと回っていなかったという状況でございます。その辺は大変申し訳ないということで反省しております。

議長（廣嶋 隆君） 富岡議員。

〔8番 富岡栄一君発言〕

8番（富岡栄一君） 融資制度を廃止するのは今回ですけれども、残高というのは残っているのですか、この利用者の。

議長（廣嶋 隆君） 岸産業観光課長。

〔産業観光課長 岸 一憲君発言〕

産業観光課長（岸 一憲君） 先ほど説明で申し上げましたけれども、平成18年度が融資実行の最後の年度でございました。償還期限が5年ということになっておりますので、5年後をもって償還も既に終了しておりますので、融資残は残っていないという状況でございます。

議長（廣嶋 隆君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（廣嶋 隆君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第37号は、吉岡町議会会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（廣嶋 隆君） 異議なしと認めます。よって、そのとおり決定します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（廣嶋 隆君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから起立によって採決を行います。

議案第37号 吉岡町勤労者生活資金融資条例を廃止する条例を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（廣嶋 隆君） 起立多数です。よって、議案第37号は原案のとおり可決されました。

---

### 追加日程第17 議案第38号 令和5年度吉岡町一般会計補正予算（第1号）

議長（廣嶋 隆君） 追加日程第17、議案第38号 令和5年度吉岡町一般会計補正予算（第1号）を議題とします。

柴崎町長より提案理由の説明を求めます。

柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 議案第38号 令和5年度吉岡町一般会計補正予算（第1号）について、提案理由の説明を申し上げます。

本補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億8,609万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ79億7,009万2,000円とするものです。

補正の内容については、物価高騰の負担感が大きい低所得者世帯への支援のために支給する給付金や新型コロナウイルスワクチン接種に関わる費用などの計上が主なものであります。

その他、詳細については、企画財政課長に説明させますので、よろしくご審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

議長（廣嶋 隆君） 米沢企画財政課長。

〔企画財政課長 米沢弘幸君発言〕

企画財政課長（米沢弘幸君） 議案第38号 令和5年度吉岡町一般会計補正予算（第1号）、議案書1ページをご覧ください。

第1条第1項の歳入歳出予算の補正額は、町長が提案理由の中で申し上げたとおりです。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表・歳入歳出予算補正」によるということで、内容については、補正の款項の区分等を含め、後ほど事項別明細書で説明をいたします。

議案書10ページをご覧ください。

初めに、歳入の主なものとなります。

15款国庫支出金1項国庫負担金2目衛生費国庫負担金2節保健衛生費国庫負担金、新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金3,625万8,000円の増、及び1

0ページ最下段の2項国庫補助金3目衛生費国庫補助金3節予防費国庫補助金、新型コロナウイルス接種体制確保事業費国庫補助金4,052万9,000円の増は、新型コロナウイルスワクチン接種に伴う計上となります。

10ページ中段に戻りまして、1目1節総務費国庫補助金、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金3,221万4,000円の増は、町民税均等割非課税世帯等に対する給付事業に伴う計上となります。

11ページ、19款繰入金2項基金繰入金1目1節財政調整基金繰入金4,445万6,000円の増は、補正後の財政調整基金からの繰入額は9億2,334万5,000円です。その他の歳入項目については、歳出に伴う歳入分となります。

次に、歳出の主なものとなります。12ページをご覧ください。

2款総務費1項総務管理費6目企画費517万5,000円の増は、マイナポイント申請期間が5月末から9月末まで延長に伴うことによる計上となります。12目電子計算費2,248万6,000円の増は、国に申請していたデジタル田園都市国家構想交付金が採択され、早期に事業展開を行うための計上となります。事業の主なものとしては、セミセルフレジの導入、議事録作成支援システムの導入などになります。

13ページ、3款民生費1項社会福祉費1目社会福祉総務費4,410万2,000円の増は、電力・ガス・食料品等価格高騰支援として、町民税均等割が非課税の世帯に対して、1世帯当たり3万円を支給するための計上となります。2項児童福祉費2目児童手当費1,225万1,000円の増は、食費等の物価高騰の影響を受けた低所得の子育て世帯を見舞う観点から、子育て世帯生活支援特別給付金を、対象児童1人につき5万円を支給するための計上となります。

14ページに入りまして、3目児童保育費960万4,000円の増は、病気の回復期に当たり、集団保育が困難な児童を、保育所内の専用スペースで一時的に預かり保育をするために必要な施設の改修及びその他必要な備品などを整備するための計上となります。

4款衛生費1項保健衛生費2目予防費8,157万円の増は、新型コロナウイルスワクチン接種に伴う計上となります。

15ページ、3目母子衛生費100万2,000円の増は、産後ケア実施に伴い、施設整備などを行うための計上となります。

10款教育費1項教育総務費2目事務局費207万7,000円の増は、学校DX推進コーディネーター等を配置するための計上となります。5項保健体育費1目保健体育総務費782万5,000円の増は、八幡山公園整備に伴う用地取得及び建物補償の鑑定額が算定されたことから、早期に買収協議に移行するための計上となります。

そのほか別紙参考資料としてA4判、12ページの説明資料を添付させていただきますし

た。

以上、町長の補足説明とさせていただきます。よろしく申し上げます。

議長（廣嶋 隆君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） 15款2項1目、3,221万4,000円ですけれども、これは給付事業で、何世帯、何人といいますかね。それで、1人幾らという計算になりますか。

議長（廣嶋 隆君） 永井介護福祉課長。

〔介護福祉課長 永井勇一郎君発言〕

介護福祉課長（永井勇一郎君） 予算説明資料の10ページをご覧くださいと思います。こちらに、電力・ガス・食料品等価格高騰支援給付金給付事業の説明がございますが、ここで今小池議員がおっしゃった国庫支出金3,221万4,000円、並びに一般財源をこの事業費に充てるということで、扶助費、こちらが給付金の支給額になりますが、4,050万円ということでございます。対象世帯ですが、住民税非課税世帯1,350世帯を見込んでおります。1世帯当たり3万円の給付になります。以上です。

議長（廣嶋 隆君） 小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） ここの世帯は、町の世帯で割りますと何割に相当しますか。

議長（廣嶋 隆君） 永井介護福祉課長。

〔介護福祉課長 永井勇一郎君発言〕

介護福祉課長（永井勇一郎君） 直近の世帯数、ちょっと手元に資料がございませんので、正確な数字ではございませんが、約2割強の数字になります。

議長（廣嶋 隆君） ほかに質疑ありませんか。

坂田議員。

〔11番 坂田一広君発言〕

11番（坂田一広君） 10款教育費5項保健体育費の中で、八幡山グラウンド拡張に伴う用地買収費が349万円、また21節補償、補填及び賠償金ということで、八幡山グラウンド拡張事業用地買収に伴う建物補償金が433万5,000円計上されておりますけれども、土地は何平米買って、どのような計画があるのか説明をお願いします。

議長（廣嶋 隆君） 高橋教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 高橋淳巳君発言〕

教育委員会事務局長（高橋淳巳君） 今回予算で上げさせていただいた形のもの、ちょうど八幡山

グラウンドの道を挟んだ南側の、もともとの古墳公園、豚舎とかがあった場所なんですけれども、そこが1筆だけ残ってしまっていた土地があって、そちらがプレハブ棟も残っていました。そちらについて、平成18年とか20年の頃ですね、買えなかった土地なのですけれども、そちらについて取得したいということで、今回予算を上げさせていただいております。平米につきましては、土地が166平米となります。あと、建物はプレハブ棟のもので補償費という形となっております。以上です。

議長（廣嶋 隆君） ほかに質疑ありませんか。

富岡議員。

〔8番 富岡栄一君発言〕

8番（富岡栄一君） 先ほど小池議員が質問した13ページの社会福祉費の社会福祉総務費の19節扶助費の4,050万円、1,350世帯ですよということで、住民税非課税世帯、これは令和4年度の3月15日で確定申告終わっていると思うんですけれども、令和4年に対しての数字なんでしょうか。

議長（廣嶋 隆君） 永井介護福祉課長。

〔介護福祉課長 永井勇一郎君発言〕

介護福祉課長（永井勇一郎君） 今回予定していますのは、令和5年度の住民税非課税世帯ということですので、令和4年分の所得で算定されるものでございます。

議長（廣嶋 隆君） 富岡議員。

〔8番 富岡栄一君発言〕

8番（富岡栄一君） 令和4年度も住民税非課税世帯に5万円とかくれていると。令和4年度と令和5年度と、件数的には増えているのでしょうか、減っているのでしょうか。

議長（廣嶋 隆君） 永井介護福祉課長。

〔介護福祉課長 永井勇一郎君発言〕

介護福祉課長（永井勇一郎君） こちらにつきましては、まだ確定申告の結果が全て出ておりませんので、正確な数字は申し上げられません。今現在、予算取りとして出させていただいておりますのは、昨年11月に実施しました町独自の給付金、こちらの対象世帯で見込んでおります。

議長（廣嶋 隆君） ほかに質疑ありませんか。

坂田議員。

〔11番 坂田一広君発言〕

11番（坂田一広君） すみません、先ほどの質問の続きなんですけれども、166平米の土地を購入するということだったのですけれども、これ平米単価と、あとその土地の地目について教えていただければと思います。

議長（廣嶋 隆君） 高橋教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 高橋淳巳君発言〕

教育委員会事務局長（高橋淳巳君） 平米単価は2万1,000円で、地目は台帳地目が雑種地、現況地目が宅地という形になっております。

議長（廣嶋 隆君） ほかに質疑ありませんか。

小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） ちょっと関連しますけれども、地目が166平米で分かったのですけれども、建物補償ということなんですけれども、建物補償というのはどの程度のもので、その鑑定方法、妥当なものか。今まで建物補償とか、本当にとんでもない、ぶっ壊すのに何千万円もかかるものを何十万もかけて買った経緯とか、そういうことがあるものですから、ちょっとそういう部分というのはしっかりしておかないと、いつでも説明できるものにしておかないと、やっぱり多くの人が聞いて、なるほどそうですかと思えるものならいいですけれども、そんなにいいのだったら、俺だって売りたいやというような声が出てくると困るものですから、その辺はちゃんとやっていることだと思うんですけれども、どういうものであったかということの、私たちが確認できるものが何かあれば、資料があれば提供してほしいと思いますけれども、どうですか。これが最後になりますので。

議長（廣嶋 隆君） 高橋教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 高橋淳巳君発言〕

教育委員会事務局長（高橋淳巳君） こちらの算定につきましては、建物補償につきましては、技研コンサルという会社に依頼をいたしました。その中で、技研コンサルが、国交省の算定基準等を基に、再構築工法を採用して、プレハブ倉庫が2棟、あとはプレハブ内に冷蔵庫等もあるんですけれども、そういったものと、あとはカラーの波板の塀みたいなもの、それも一つ一つ、とにかく全部国の基準によって算定した合計の金額が、今回上げさせていただいている433万5,000円という形になっております。

議長（廣嶋 隆君） ほかに質疑ありませんか。

小林静弥議員。

〔7番 小林静弥君発言〕

7番（小林静弥君） 総務費の企画費のマイナポイント事業で、延長による追加補正が出ているのですが、現在のマイナカード取得率を、分かりましたら教えてください。

議長（廣嶋 隆君） 小林住民課長。

〔住民課長 小林康弘君発言〕

住民課長（小林康弘君） マイナンバーカードの交付の数字なのですが、概数ということでちょっと

ご理解いただきたいと思うんですが、現在一番新しい数字としましては、4月30日の時点で、吉岡町の交付率が71.06%となっております。あくまでも概数ということでご理解いただきたいと思います。

議長（廣嶋 隆君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（廣嶋 隆君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第38号は、吉岡町議会会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（廣嶋 隆君） 異議なしと認めます。よって、そのとおり決定します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（廣嶋 隆君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから起立によって採決を行います。

議案第38号 令和5年度吉岡町一般会計補正予算（第1号）を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（廣嶋 隆君） 起立多数です。よって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

---

#### 追加日程第18 同意第3号 吉岡町監査委員の選任について

議長（廣嶋 隆君） 追加日程第18、同意第3号 吉岡町監査委員の選任についてを議題とします。

本件につきましては、地方自治法第117条の規定により、坂田一広議員を除外いたします。坂田一広議員は、議事が終了するまで退席願います。

〔11番 坂田一広君退席〕

議長（廣嶋 隆君） ここで、暫時休憩いたします。

午後2時49分休憩

---

午後2時49分再開

議長（廣嶋 隆君） 会議を再開します。

柴崎町長に提案理由の説明を求めます。

柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 同意第3号 吉岡町監査委員の選任について、提案説明をさせていただきます。

地方自治法第196条の規定に基づき、1人の選任をしたいので、同意をお願いするものであります。

選任の同意を求める監査委員は、坂田一広氏でございます。生年月日及び住所は、議案書に記載のとおりであります。

よろしく願い申し上げます。

議長（廣嶋 隆君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（廣嶋 隆君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題になっております同意第3号については、吉岡町議会会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（廣嶋 隆君） 異議なしと認め、そのとおり決定します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（廣嶋 隆君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

同意第3号 吉岡町監査委員の選任についてを原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（廣嶋 隆君） 異議なしと認めます。よって、同意第3号は原案のとおり同意されました。

坂田一広議員の入場を許可します。

〔11番 坂田一広君入場〕

議長（廣嶋 隆君） ここで、暫時休憩とします。

午後2時51分休憩

---

午後2時51分再開

議長（廣嶋 隆君） 会議を再開いたします。

坂田一広議員に申し上げます。

同意第3号は同意されたことを報告いたします。

議長（廣嶋 隆君） ここで、休憩とします。

再開時間は3時5分とします。

午後2時52分休憩

---

午後3時06分再開

議長（廣嶋 隆君） 会議を再開します。

---

### 追加日程第19 議会運営委員会の閉会中の継続調査の申し出について

議長（廣嶋 隆君） 追加日程第19、議会運営委員会の閉会中の継続調査の申し出についてを議題といたします。

議会運営委員長から所管事務のうち、吉岡町議会会議規則第71条の規定により、お手元にお配りしました所管事務の調査事項について、閉会中の継続調査の申出がありました。お諮りします。

委員長からの申出のとおり閉会中の継続審査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（廣嶋 隆君） 異議なしと認め、委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

---

### 追加日程第20 議会広報常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について

議長（廣嶋 隆君） 追加日程第20、議会広報常任委員会の閉会中の継続調査の申し出についてを議題といたします。

議会広報常任委員長から所管事務のうち、吉岡町議会会議規則第71条の規定により、お手元に配りました所管事務の調査事項について、閉会中の継続調査の申出がありました。お諮りします。

委員長からの申出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（廣嶋 隆君） 異議なしと認め、委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

---

### 追加日程第21 議会議員の派遣について

議長（廣嶋 隆君） 追加日程第21、議会議員の派遣についてを議題とします。

お諮りします。

お手元に配付してあるとおり、議員研修のため、議会議員を派遣することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（廣嶋 隆君） 異議なしと認めます。よって、配付のとおり議会議員を派遣することに決定しました。

これで、令和5年第1回吉岡町議会臨時会の日程を全て終了しました。

---

## 町長挨拶

議長（廣嶋 隆君） 閉会の前に町長の発言の申入れを許可いたします。  
柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 令和5年第1回臨時会の閉会に当たり、一言ご挨拶申し上げます。

本日は、改選後初議会ということで、正副議長、また各常任委員長等の議会構成ができ、議会活動がスタートできたことを心からお喜び申し上げます。

また、提出議案につきましては、いずれも可決いただき大変ありがとうございました。

議員各位のますますのご活躍をご祈念申し上げまして閉会に当たっての挨拶とさせていただきます。誠にありがとうございました。

---

## 閉 会

議長（廣嶋 隆君） 以上をもちまして、令和5年第1回吉岡町議会臨時会を閉会します。

午後3時10分閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

吉岡町議会臨時議長 廣 嶋 隆

吉岡町議会議長 廣 嶋 隆

吉岡町議会副議長 飯 塚 憲 治

吉岡町議会議員 山 崎 守 人

吉岡町議会議員 春 山 和 久